

宝塚市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査会設置要綱

(設置)

第1条 宝塚市地域公共交通計画策定業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公平に行うため、宝塚市地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他審査会において必要と認めた事項。

(委員)

第3条 審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長等)

第4条 審査会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係がある者に対し、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第7条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 審査会の庶務を処理するため、事務局を宝塚市地域公共交通協議会事務局（宝塚市都市安全部建設室道路政策課）に設置する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 3年1月25日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する審査会の所掌事務が終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第3条）

区分	職名
委員	宝塚市地域公共交通協議会 委員（学識経験者）
委員	宝塚市地域公共交通協議会 委員（宝塚市 技監）
委員	宝塚市地域公共交通協議会 委員（宝塚市 企画経営部長）
委員	兵庫県宝塚土木事務所（企画調整担当所長補佐）